

平成29年2月14日

守谷市議会議長 殿

委員長： 高橋 久典 印

報告者： 堤 茂信 印

**委員会：議会運営委員会 視察・研修報告**

標記の件について、次のとおり実施したので報告します。

視察・研修日	平成29年2月3日（金）	
視察・研修場所	福島県福島市議会	
視察・研修項目	(1) 議会における災害対応指針について (2) 議会改革の取り組みについて	
参加者	守谷市側	議会運営委員会；高橋久則、青木公達、高梨隆、寺田文彦、 高梨恭子、川名敏子、市川和代 議会BCPワーキングチーム；長谷川信市、堤茂信 議長；梅木伸治 議会事務局；菅谷智弘
	相手側	福島市議会；宍戸副議長 議会事務局；佐藤課長、安藤課長、星様
視察・研修目的	東日本大震災で甚大な被害を受けた福島市における議会の災害対応指針について視察研修を行い、現在守谷市議会で策定審議を行っている議会BCPの参考とする。 また、議会改革の取り組みについても視察研修を行い、今後の守谷市議会活動に活かしていく。	
視察・研修内容	別紙の通り	

視察・研修内容	
<p>視察・研修総括 (今後の取組み等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島市では平成26年4月に「福島市議会災害対応指針」、「福島市議会議員の災害対応行動マニュアル」等を策定している。</li> <li>・その内容は要点が大変分かり易くまとめられており、現在ワーキングチームで審議中の守谷市議会BCPに大いに活かすことができる。</li> <li>・また、議会改革についてもいくつか先進的な取り組みを行っており、今後の守谷市議会改革に大変参考となった。</li> </ul>

(1) 福島市議会における災害対応指針について

- ・福島市では、東日本大震災の被災地としての経験・教訓を踏まえ、大規模災害時の非常事態において、被災市民の救援と災害復旧に即応するため、「福島市議会基本条例」に議会の災害対応について定めた。(平成26年4月1日施行)
- ・上記基本条例の施行と同時に、以下を策定している。
  - 「福島市議会災害対応指針」
  - 「福島市議会災害対策会議設置要綱」
  - 「福島市議会議員の災害対応行動マニュアル」
- ・また、大規模災害発生時の安否連絡方法が記載された連絡基準(名刺サイズ)を作成し、全議員へ携帯を促している。

Q) 災害対応指針の策定プロセスや、それにかけた時間は如何ほどか。

A) 小委員会で議論し、半年ほどでまとめ挙げた。

Q) 議会基本条例第三章 第6条3.にある関係機関に対する要請とは、議会が直接関係機関に要請するのか。

A) 県などを通じて関係機関に要請する。

Q) 災害対策本部会議メンバーに各会派の代表を入れた主旨は。

A) 緊急会議開催に必要なメンバー。このメンバーがいれば緊急時の対応が可能と考えた。

Q) 災害時の議会対応の訓練は行っているのか。

A) 行っておらず、これからの課題。防災訓練は行っている。

Q) 対策会議から議員を招集して全員揃うまでどのくらいかかるか。

A) 福島市内で歩いてくるとなると半日かかるが、車だと遠い人で40分。

Q) 災害発生時の事務局職員の役割はどうなるのか。誰が議会の事務を行うのか。

A) 事務局職員は災害対策本部の一員になっている。おそらく、職員は本部優先で、管理職が対策会議の対応をすることになるかと思う。

(2) 議会改革の取り組みについて

- ・議会報告会は4班体制(市内4箇所)で行っている。開催時間は土日や平日の夜など、参加しやすい時間帯を選んでいる。また、今後は意見交換会も同時に行う予定。
- ・政務活動費のインターネット公開(領収書含む)を来年度から始める予定。

- ・市議会だよりの裏表紙のみカラー化、ページは10ページ程度。
- ・点字市議会だよりH27年4月から作成。
- ・福島市議会の特徴としては、参考人招致を積極的に行っている。
- ・基本条例は毎年見直しを行い、次の議会改革につなげている。
- ・開かれた議会を目指して、議会や委員会の傍聴手続きの簡素化（傍聴者の名前住所の記載不要）も実施した。

Q) 傍聴簡素化の市民の反応はどうか。

A) 概ね好評だが、安全対策としていいのかという少数意見はあった。

Q) 議会のインターネットライブ中継に対する意見はどうか。

A) 良くなったという意見は聞いてはいないが、視聴者がいるので効果はあると考えている。

Q) 点字市議会だよりはどこで作成しているか。その際の費用は如何ほどか。

A) NPO法人に作成を依頼している。発送含めて有償（340円／部×50部×年4回）でお願いしている。

Q) 参考人を招致する際の参考人への報酬は支払っているのか。

A) 報酬は規定に基づき支払っている。（一般4000円、大学教授1万2000円）。その他、交通費を支給している。

Q) 反問権に反論権が含まれるということだが乱発されることはないのか。

A) 市長は過去1度反問権を使ったことがある。反論権を乱発するということはない。

Q) 委員会資料の公開はどのようにしているのか。

A) 議会から当局に資料提出を依頼し、議会事務局でデータをPDFでアップロードしている。議員にだけ知らせたい内容は別途協議会を開いている。

Q) 議会報告会に加えて意見交換会を行うということだが。テーマの設定はどうするのか。

A) 議会報告会と一緒にやる意見交換会ではテーマは決めない。委員会で行う意見交換会ではテーマを決めて行うようにしている。ちなみに、2月のテーマは「地域福祉の充実」である。

以上

